

新型コロナウイルス発生に伴う乗車券類の取扱いについて

新型コロナウイルスの感染拡大や、2020年4月7日に政府より「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発出されたこと等を受け、以下のとおり乗車券類の払いもどしを行います。

対象となる乗車券

- I **通学定期乗車券**※（大学生等相当の通学定期乗車券を除く）
※ **当該通学定期乗車券の有効期間中に2020年2月28日を含むものに限る**
- II **通勤定期乗車券**又は I 以外の**通学定期乗車券**
- III **回数乗車券**

I 通学定期乗車券の取扱い

1 対象となるお客様

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、通学先の学校（小・中学校、高等学校およびこれらに相当する特別支援学校も含む）が休校になったため、通学定期乗車券（PASMO 定期乗車券、磁気定期乗車券）の払いもどしを希望されるお客さま。

- ※ 大学生相当（大学・短期大学・専門学校等）の通学定期乗車券および通勤定期乗車券をご利用のお客さまは対象外となります

2 払いもどし額の計算方法

特例により、2020年2月28日以降の最終登校日を通学定期乗車券の最終使用日とみなして払いもどしいたします。ただし、払いもどし額がない場合もございます。

また、最終登校日以降に定期乗車券を使用した場合、申出日は最終利用日となります。

- ※1 1か月以上有効期間が残っている場合に限り
(使用した月数分の運賃を差し引いた額を払いもどしいたします)

- ※2 通常の払いもどし同様、払戻手数料 220 円をいただきます

《計算式》

払戻金額 = 購入額 - 使用経過月数分の定期旅客運賃 - 手数料 220 円

- ※3 有効開始日から7日以内の通学定期乗車券の場合、購入額から使用日数分の当該通学定期乗車券区間の片道普通旅客運賃（磁気）を2倍した金額（往復運賃）と払戻手数料220円を差し引いた金額を払いもどしいたします

《計算式》

払戻金額 = 購入額 - 使用日数分の片道普通旅客運賃×2 - 手数料220円

3 払いもどし可能期間

緊急事態宣言による緊急事態措置期間の最終日の翌日から1カ年以内。

- ※ なお、進級により4月以降に有効な通学定期乗車券をあらためて購入予定のお客さまは、新たな定期乗車券をお買い求めの際に払いもどしの取扱いを併せてお手続きいたしますので、当該通学定期乗車券と通学定期券購入兼用証明書または学年（在学期間）が確認できる学生証をご持参のうえ、定期券窓口にお申し出ください

II 通勤定期乗車券又はI以外の通学定期乗車券

1 対象となるお客様

緊急事態宣言が発出されたことに伴い、通勤定期乗車券および大学生等相当（大学・短大・専門学校等）の通学定期乗車券（Iの定期乗車券以外）の払いもどしを希望されるお客さま。（4月7日以前に購入されたもの）

2 払いもどし額の計算方法

2020年4月8日以降当該定期乗車券をご利用になっていない場合、特例により、2020年4月7日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして、1ヵ月単位で計算した額（計算式はIの※2、※3と同様）を払いもどしいたします。ただし、払いもどし額がない場合もごさいます。

また、2020年4月8日以降に定期乗車券（ICカードの場合は定期区間外も含む）を使用した場合、申出日は最終利用日となります。

※1 1か月以上有効期間が残っている場合に限りま

※2 通常の払いもどし同様、払戻手数料220円をいただきます

3 払いもどし可能期間

緊急事態宣言による緊急事態措置期間の最終日の翌日から1カ年以内。

Ⅲ 回数乗車券

1 対象となるお客様

緊急事態宣言が発出されたことに伴い、回数乗車券（オフタイム回数乗車券を含む）の払いもどしを希望されるお客さま。

2 払いもどし額の計算方法

旅客営業規則に定める所定の計算方法により算出した額を払いもどしいたします。このとき払いもどしを申し出た日が有効期間を経過した場合であっても、特例により 2020 年 4 月 7 日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして払いもどしをいたします。

※ 通常の払いもどし同様、払戻手数料 220 円をいただきます

《計算式》

払戻金額 = 発売額 — 使用済枚数分の当該区間の普通運賃 — 手数料 220 円

3 払いもどし可能期間

緊急事態宣言による緊急事態措置期間の最終日の翌日から 1 カ年以内。

《払いもどし取扱い箇所》

新杉田駅、金沢八景駅各有人窓口（営業時間 7：00～20：00）

※ 上記駅以外から定期乗車券の払いもどしのためにご来駅される際は、自動券売機にて「定期券取扱乗車券」をご購入のうえ、有人窓口までご持参ください（定期券取扱乗車券は自動改札機を出場時に出てきますので、お取り忘れにご注意ください）

※ 回数乗車券の払いもどしは並木中央駅有人窓口も可能です

《ご注意いただきたいこと》

- （1）休校になった時点で使用していた通学定期乗車券をご持参ください。
- （2）学校等から特別の証明書を提出いただく必要はありません。
- （3）払いもどしの際には、公的証明書が必要となります。

新年度における通学証明書等の取扱いについて

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため各学校の休校期間が延長されているほか、2020年4月7日に緊急事態宣言が発出されたことにより通学が制限されていること等を事由として、次のいずれかに該当する場合は、通学区間と在学の確認ができた場合に限り、当該通学証明書等の有効期間の延長がなされているものとみなして通学定期乗車券を発売いたします。
 - (1) 新年度に有効な通学証明書の発行若しくは証明書（通学定期乗車券購入兼用証明書を含む）の更新または有効期間の延長を受けていない場合
 - (2) 既に交付を受けた通学証明書の有効期間が満了した場合

- 学生証および通学定期乗車券購入兼用証明書に貼付する写真については、当面の間省略を可能といたします。

以 上

<p>【お問い合わせ】 株式会社横浜シーサイドライン 新 杉 田 駅：045-776-1217 金 沢 八 景 駅：045-786-5030</p>
--